

高齢者虐待防止に関する指針

令和6年3月31日制定

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団

(目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人新宿区社会福祉事業団が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

(基本的考え方)

第2条 高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に役立つことを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する、いずれの行為も行っ
てはならない。

(高齢者虐待の定義)

第3条 高齢者虐待とは高齢者に対して行う次の行為とする。

- (1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

(利用者に対する虐待防止)

第4条 法人職員は、利用者に対し、第3条に規定する行為（以下「虐待等」という）をしてはならない。

(事業別指針内容)

第5条 第1条から第4条に定める外の指針内容については、事業別に定める。

(特別養護老人ホーム等の指針)

第6条 特別養護老人ホーム、通所介護事業所、居宅介護支援事業所の指針内容は別紙1のとおりとする。

(高齢者総合相談センターの指針)

第7条 高齢者総合相談センターの指針内容は別紙2のとおりとする。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。